

宮崎県ハンドボール協会 慶弔・激励・報奨規程

- 第一条 この規定は、本協会の理事等に対する慶弔、本協会登録者の代表選抜に対する激励および本県代表チームの監督に対する報奨等について定める。
- 第二条 理事等が全国的な表彰をされた場合には、祝金（1万円）を贈る。
- 第三条 理事および理事等の親族（一親等以内）が死亡した場合には、遺族に対し生花（1万円）の見舞いを行う。
- 第四条 登録者が日本代表候補ならびに日本代表として選抜された場合には、報奨金（1万円／年）を贈る。
- 第五条 本県を代表して出場した全国大会（日本ハンドボール協会主催）において、上位入賞した場合には、チーム監督に報奨金（優勝：2万円、二位：1万円、三位：5千円）を贈る。
- 第六条 この規定にない事項でも常任理事会において審議し、慶弔・見舞・激励・報奨金を贈ることができる。
- 第七条 この規定の慶弔・見舞・激励・報奨金は、一般会計をこれに充てる。
- 第八条 この規定の変更については、常任理事会において審議し決定する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。
平成29年4月16日 一部改正